

○ 刑法

第750.520a条（定義）

この章において

- (a) 「行為者」とは、性犯罪行為で訴えられた者をいう。
- (b) 「発達障害」とは、以下のすべての基準を満たす一般的な知的作用又は適応行動の障害をいう。
 - () 18歳になる前に発症したもの
 - () 発症以来継続し、又は無期限に継続することが見込まれるもの
 - () 社会生活を営むための障害者の能力にとって本質的な負担を構成するもの
 - () 以下の一つ以上の事項に該当するもの
 - (A) 知的障害、脳性麻痺、てんかん又は自閉症
 - (B) 本号に規定される者と類似の障害をもたらす、又は類似の治療及びサービスが求められるその他症状
- (c) 「電子監視」とは、1953年矯正法第85条（1953 PA 232, MCL 791.285）に規定するものをいう。
- (d) 「知的障害」とは、精神健康法第100b条（1974 PA 258, MCL 330.1100b）に規定するものをいう。
- (e) 「中間的学校機関」とは、改正学校法第7章（1976 PA 451, MCL 380.601 to 380.705）において設立された組織をいう。
- (f) 「恥部」には、人の一次的な性器の部分、股間、大腿部内側、臀部又は胸部を含む。
- (g) 「精神健康士」とは、精神健康法第100b条（1974 PA 258, MCL 330.1100b）に規定するものをいう。
- (h) 「精神病」とは、判断力、行動力、現実認識力又は生活上通常求められる事柄への対処能力を決定的に障害する思考又は気分の本質的な疾患をいう。
- (i) 「精神障害者」とは、精神病を患っている者、知的障害者、又は発達障害を患っている者をいう。
- (j) 「(精神的)心神喪失者」とは、一時的又は恒久的にその行動の性質を評価することができないことをもたらす精神疾患又は精神欠陥を患うものをいう。
- (k) 「(物理的)心神喪失者」とは、薬物、麻酔、その他その者の同意なく投与された物質のため、又はその者の同意なくその者に対して行われたその他の行為のため、一時

的にその行動を評価又は制御することができないとされるものをいう。

- (l) 「非公立学校」とは、私立、特定宗派若しくは教会区の小学校又は中学校をいう。
- (m) 「身体的無力」とは、無意識、睡眠、その他の理由により身体的に行為に自発的に対処できないものをいう。
- (n) 「身体傷害」とは、肉体的傷害、外形上の変更、精神苦痛、慢性痛、妊娠、疾病、又は性的若しくは生殖の臓器の喪失若しくは損傷をいう。
- (o) 「公立学校」とは、改正学校法（1976 PA 451, MCL 380.1 to 380.1852）において設立された公立の小学又は中学教育団体又は機関をいう。
- (p) 「学区」とは、改正学校法（1976 PA 451, MCL 380.1 to 380.1852）において系統立てられた包括的権限学区をいう。
- (q) 「性的接触」には、被害者若しくは行為者の恥部の意図的な接触、又は被害者若しくは行為者の恥部を直接覆う衣服の意図的な接触を含む。ただし、意図的な接触が性的興奮や満足を得る目的と合理的に考えられ、又は性的目的で行われたと合理的にいえ、又は以下の各号のために性的な態様で行われたものに限る。
 - () 復讐
 - () 加虐
 - () 怒り
- (r) 「性的挿入」とは、性行為、クニリングス、口淫、肛門性交、又は、たとえわずかであれ、人の体の一部若しくは物による他の人の体の性器若しくは肛門の開口部への侵入をいう。射精を伴うことは求められない。
- (s) 「被害者」とは、性犯罪行為を被ったと訴えるものをいう。

第750.520b条（第一級性犯罪）

- (1) 他人に性的挿入を行った者は、以下のいずれかの事情が存在する場合には、第一級性犯罪とする。
 - (a) 他人が13歳未満であること。
 - (b) 他人が13歳以上16歳未満であり、以下のいずれかであること。
 - () 行為者が被害者と同一世帯の構成員であること。
 - () 行為者が被害者の4親等以内の血族又は姻族であること。
 - () 行為者が被害者に対して権限を有する地位にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと。
 - () 行為者が他人が入学している公立学校、非公立学校、学区又は中間的学校機関の教師、代理教師又は管理者であること。

- (v) 行為者が、他人が入学する公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校機関の職員若しくは契約職員であり、又は公立学校や非公立学校の生徒でないボランティアであり、又は公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校機関に対して役務を提供することに従事する州職員若しくは州若しくは連邦の地方機関の職員であり、かつ、行為者が他人に接近し若しくは関係を構築するために、職務上、契約上若しくはボランティア上の立場を利用したこと。
- (vi) 行為者がチャイルド・ケア団体の従業員、契約社員若しくはボランティアであり、又は他人が居住者である里親住居若しくは里親グループの運営の許可を受けている者であり、性的挿入が他人が居住する間に発生したこと。この規定において、「チャイルド・ケア団体」、「里親住居」又は「里親グループ」とは、ミシガン州法1973 PA 116第1条に規定するものをいう。
- (c) 性的挿入が他の重罪の遂行を伴う状況下で発生したこと。
- (d) 行為者が一人以上の他人によって幫助又は教唆され、以下のいずれかの状況が存在すること。
- () 行為者が、被害者が（精神的）心神喪失者、（物理的）心神喪失者若しくは身体的無力である者であることを知り、又は知るべき理由があること。
 - () 行為者が性的挿入を成し遂げるために強制又は抑圧を用いたこと。強制又は抑圧は、これらに限られないが、本項(f)に掲げる全ての状況を含む。
- (e) 行為者が銃器、又は被害者をして銃器であると合理的に信じさせる態様で用いられる若しくは形成された物品を装備していること。
- (f) 行為者が被害者に身体傷害を負わせ、強制又は抑圧が性的挿入を成し遂げるために用いられたこと。強制又は抑圧は、以下に限られないが、以下の全ての状況を含む。
- () 行為者が物理的暴力又は暴行の現実の行使によって被害者を屈服させたとき。
 - () 行為者が、被害者に対する強制又は暴力の行使による脅迫によって服従させるために被害者を抑圧し、かつ、被害者が行為者がこのような脅迫を実行する能力を現に有すると信じたこと。
 - () 行為者が将来被害者又は第三者に対して報復すると脅迫することによって服従させるため、被害者を抑圧し、かつ、被害者が行為者がこの脅迫を実行する能力があると信じたとき。本号において、「報復する」とは、物理的制裁、誘拐、恐喝を含む。
 - () 行為者が、医学的に非倫理的若しくは容認できないと認知されている態様若しくは目的で被害者の医療措置又は医療検査に従事しているとき。

- () 行為者が、秘匿を通して又は不意打ちの要素によって、被害者を屈服できるとき。
- (g) 行為者が被害者に身体傷害を発症させ、行為者が被害者が(精神的)心神喪失者、(物理的)心神喪失者若しくは身体的無力である者であることを知り、又は知るべき理由があること。
- (h) 他人が(精神的)心神喪失者、精神障害者、(物理的)心神喪失者又は身体的無力である者であり、以下のいずれかに該当すること。
 - () 行為者が被害者の4等親以内の血族又は姻族であること
 - () 行為者が、被害者に対する権限を持つ立場にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと
- (2) 第一級性的犯罪行為は、重罪であり、以下の刑に処する。
 - (a) 本条(b)及び(c)を除き、無期拘禁刑又は有期拘禁刑
 - (b) 17歳以上の者による13歳未満の者に対する違反は、無期拘禁刑又は25年以上の有期拘禁刑
 - (c) 18歳以上の者による13歳未満の者に対する違反で、行為者が、過去に、13歳未満の者に対する同条、第520c条、第520d条、第520e条若しくは第520g条違反により、又は13歳未満の者に対する第520c条、第520d条、第520e条若しくは第520g条違反に実質的に相当する連邦、他の州若しくは政治区の法令違反により有罪に処せられた者は、終身刑(仮釈放なし)
 - (d) 本条(a)又は(b)において科される刑罰に加えて、裁判所は、被告人に第520n条の終身電子監視を科す。
- (3) 裁判所は、同一の行為により生じた他の罪に科される拘禁刑に連続して、本条で科す拘禁刑の服役を命じることができる。

第750.520c条 (第二級性犯罪)

- (1) 他人に性的接触を行い、以下のいずれかの事情が存在する場合には、第二級性犯罪とする。
 - (a) 他人が13歳未満であること
 - (b) 他人が13歳以上16歳未満で、以下のいずれかであること
 - () 行為者が被害者と同一世帯の構成員であること
 - () 行為者が被害者の4親等内の血族又は姻族であること
 - () 行為者が被害者に対して権限を有する立場にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと

- () 行為者が他人が入学している公立学校，非公立学校，学区又は中間的学校機関の教師，代理教師又は管理者であること
 - () 行為者が，他人が入学する公立学校，非公立学校，学区若しくは中間的学校機関の職員若しくは契約職員であり，又は公立学校や非公立学校の生徒でないボランティアであり，又は公立学校，非公立学校，学区，中間的学校機関に対して役務を提供することに従事する州職員若しくは州若しくは連邦の機関の職員であり，かつ，行為者が他人に接近し若しくは関係を構築するために，職務上，契約上若しくはボランティア上の立場を利用したこと
 - () 行為者がチャイルド・ケア団体の従業員，契約社員若しくはボランティアであり，又は他人が居住者である里親住居若しくは里親グループの運営の許可を受けている者であり，性的接触が他人が居住する間に発生したこと。この規定において，「チャイルド・ケア団体」，「里親住居」又は「里親グループ」とは，ミシガン州法1973 PA 116第1条に規定するものをいう。
- (c) 性的接触が他の重罪の遂行を伴う状況下で発生したこと
- (d) 行為者が一人以上の他人によって幫助又は教唆され，以下のいずれかの状況が存在すること
- () 行為者が，被害者が（精神的）心神喪失者，（物理的）心神喪失者若しくは身体的無力である者であることを知り，又は知るべき理由があること
 - () 行為者が性的接触を成し遂げるために強制又は抑圧を用いたこと。強制又は抑圧は，これらに限られないが，第520b条(1)(f)に掲げる全ての状況を含む。
- (e) 行為者が銃器，又は被害者をして銃器であると合理的に信じさせる態様で用いられる若しくは形成された物品を装備していること。
- (f) 行為者が被害者に身体傷害を負わせ，強制又は抑圧が性的接触を成し遂げるために用いられたこと。強制又は抑圧には，これらに限られないが，第520b条(1)(f)に掲げる状況の全てを含む。
- (g) 行為者が被害者に身体傷害を発症させ，行為者が被害者が（精神的）心神喪失者，（物理的）心神喪失者若しくは身体的無力である者であることを知り，又は知るべき理由があること。
- (h) 他人が（精神的）心神喪失者，精神障害者，（物理的）心神喪失者又は身体的無力である者であり，以下のいずれかに該当すること
- () 行為者が被害者の4等親以内の血族又は姻族であること
 - () 行為者が，被害者に対する権限を持つ立場にあり，服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと

- (i) 他人が矯正局の監督下にあり，行為者がその他人が矯正局の監督下にあることを知っている矯正局の職員，契約職員又はボランティアであること
 - (j) 他人が矯正局の監督下にあり，行為者が他人が矯正局の監督下にあることを知っている1953年矯正法第20g条（1953 PA 232, MCL 791.220g）の少年矯正施設を運営する民間業者の従業員，契約社員又はボランティアであること
 - (k) 他人が，懲役又は労働プログラム等の保護観察プログラムを目的とした郡の監督下にある囚人又は保護観察対象者であり，行為者が他人が郡の監督下にあることを知っている郡又は矯正局の職員，契約職員又はボランティアであること
 - (l) 行為者において，審理若しくは審問を待つ間に裁判所によって施設に拘留された者又は成人によって行われるならば犯罪となる行為につき有責とされたために施設に収容された者であることを知っているか，又は知るべき理由があり，行為者がそれらの者が拘留され若しくは収容されている施設の職員，契約職員又はボランティアであること
- (2) 第二級性犯罪は，重罪であり，以下の刑に処する。
- (a) 15年以下の拘禁刑
 - (b) 13歳未満の者に対する17歳以上の者による性的接触を含む違反については，本条(a)において科される刑罰に加えて，裁判所は，被告人に第520n条の終身電子監視を科す。

第750.520d条（第三級性犯罪）

- (1) 他人に性的挿入を行い，以下のいずれかの状況が存在する場合には，第三級性犯罪とする。
- (a) 他人が13歳以上16歳未満であること
 - (b) 強制又は抑圧が性的挿入を成し遂げるために用いられたこと。強制又は抑圧は，これらに限られないが，第520b条(1)(f)(i)ないし(v)に掲げる一つ以上の状況を含む。
 - (c) 行為者において，被害者が（精神的）心神喪失者，（物理的）心神喪失者若しくは身体的無力である者であることを知っていたか，又は知るべき理由があること。
 - (d) 他人が，行為者の3親等内の血族又は姻族であり，性的挿入がこの章で禁止されていない他の状況下で発生したこと。他人が被告人に対して権限を有する立場にあり，被告人をして本号を犯させるためにその権限を行使した場合は，本号の下では起訴に対する抗弁となる。被告人は，証拠の優越によってこの抗弁を証明する責任を有する。本号は，両者が違反行為時に合法的に婚姻していたときは適用しない。

(e) 他人が、16歳以上18歳未満であり、公立学校又は非公立学校の生徒で、以下のいずれかが適用されること

() 行為者が公立学校、非公立学校、学区又は中間的学校部局の教師、代理教師又は管理者であること。本号は、その他人が退学しているか、又は両者が違反行為時に合法的に婚姻していたときは適用しない。

() 行為者が、その他人が入学している公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校部局の職員若しくは契約職員であり、公立学校若しくは非公立学校の生徒でないボランティアであり、又は公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校部局で役務を提供することに従事する州職員若しくは州若しくは連邦の地方機関の職員であり、かつ、行為者がその他人に接近し又は関係を構築するために、その職務上、契約上若しくはボランティア上の地位を利用したこと。

(f) その他人が、16歳以上26歳未満であり、特別の教育サービスを受けており、以下のいずれかに該当するとき。

() 行為者が、他人が特別の教育サービスを受けている公立学校、非公立学校、学区又は中間的学校部局の教師、代理教師又は管理者であること。本号は、両者が違反行為時に合法的に婚姻していたときは適用しない。

() 行為者が、公立学校若しくは非公立学校の生徒でないボランティアであり、又は公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校部局で役務を提供することに従事する州職員若しくは州若しくは連邦の地方機関の職員であり、かつ、行為者がその他人に接近し若しくは関係を構築するために、その職務上、契約上若しくはボランティア上の地位を利用したこと。

(g) 行為者がチャイルド・ケア団体の従業員、契約職員若しくはボランティアであり、又は他人が居住者である里親住居若しくは里親グループの運営の許可を受けている者であり、性的挿入が他人が居住し、少なくとも16歳以下である間に発生したこと。この規定において、「チャイルド・ケア団体」、「里親住居」又は「里親グループ」とは、ミシガン州法1973 PA 116第1条に規定するものをいう。

(2) 第三級性的犯罪は、15年以下の拘禁刑に処する。

第750.520e条（第四級性犯罪）

(1) 他人に性的接触を行った者は、以下のいずれかの事情が存在する場合は、第四級性犯罪とする。

(a) その他人が13歳以上16歳未満で、行為者がその他人の5歳以上年長であること。

(b) 強制又は抑圧を性的接触を成し遂げるために用いたこと。強制又は抑圧は、これ

らに限られないが、以下のいずれかの状況を含む。

- () 行為者が物理的強制又は物理的暴力を現実に行使することによって被害者を屈服させたとき。
 - () 行為者が被害者に暴力又は暴行を用いると脅迫することによって服従させるために抑圧し、かつ、被害者において行為者がこのような脅迫を実行する能力を現に有すると信じたとき。
 - () 行為者が将来被害者又は第三者に対して報復すると脅迫することによって服従させるため、被害者を抑圧し、かつ、被害者がこの脅迫を実行する能力があると信じたとき。本号において、「報復する」とは、物理的制裁、誘拐、恐喝を含む。
 - () 行為者が、医学的に非倫理的又は容認できないと認知されている態様又は目的で被害者の医療措置又は医療検査に従事しているとき。
 - () 行為者が、秘匿を通して又は不意打ちの要素によって、性的接触を達成したとき。
- (c) 行為者が被害者が（精神的）心神喪失者、（物理的）心神喪失者若しくは身体的無力である者であることを知り、又は知るべき理由がある。
- (d) 他人が、行為者の3親等内の血族又は姻族であり、性的挿入がこの章で禁止されていない他の状況下で発生したこと。他人が被告人に対して権限を有する立場にあり、被告人をして本号を犯させるためにその権限を行使した場合は、本号の下では起訴に対する抗弁となる。被告人は、証拠の優越によってこの抗弁を証明する責任を有する。本号は、両者が、違反行為時に合法的に婚姻していたときは適用しない。
- (e) 行為者が精神保健士であり、性的接触が被害者が依頼主若しくは患者である間又はそうであった2年後以内で、配偶者でないこと。本号において、被害者の同意は、起訴に対する抗弁とはならない。本号における起訴は、被害者が精神無能力であることを証拠として用いてはならない。
- (f) 他人が、16歳以上18歳未満であり、公立学校又は非公立学校の生徒で、以下のいずれかが適用されること。
- () 行為者が公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校部局の教師、代理教師若しくは管理者であること。本号は、他人が退学しているか、又は両者が違反行為時に合法的に婚姻していたときは適用しない。
 - () 行為者が、その他人が入学している公立学校、非公立学校、学区若しくは中間的学校部局の職員若しくは契約職員であり、又は公立学校若しくは非公立学校の生徒でないボランティアであり、又は公立学校、非公立学校、学区、中間的

学校部局で役務を提供することに従事する州職員若しくは州若しくは連邦の地方機関の職員であり，かつ，行為者がその他人に接近し若しくは関係を構築するために，その職務上，契約上若しくはボランティア上の地位を利用したこと。

(g) その他人が，16歳以上26歳未満であり，特別の教育サービスを受けており，以下のいずれかに該当するとき。

() 行為者が，他人が特別の教育サービスを受けている公立学校，非公立学校，学区又は中間的学校部局の教師，代理教師又は管理者であること。本号は，両者が違反行為時に合法的に婚姻していたときは適用しない。

() 行為者が，公立学校若しくは非公立学校の生徒でないボランティアであり，又は公立学校，非公立学校，学区，中間的学校部局で役務を提供することに従事する州職員，州若しくは連邦の地方機関の職員であり，行為者がその他人に接近し若しくは関係を構築するために，その職務上，契約上若しくはボランティア上の地位を利用したこと。

(h) 行為者がチャイルド・ケア団体の従業員，契約職員若しくはボランティアであり，又は他人が居住者である里親住居若しくは里親グループの運営の許可を受けている者であり，性的挿入が他人が居住し，少なくとも16歳以下である間に発生したこと。この規定において，「チャイルド・ケア団体」，「里親住居」又は「里親グループ」とは，ミシガン州法1973 PA 116第1条に規定するものをいう。

(2) 第四級性犯罪は，軽罪であり，2年以下の拘禁刑又は500ドル以下の罰金若しくはこれを併科する。

第750.520f条（累犯）

(1) 第520b条，第520c条又は第520d条の下で2回目以降に有罪となった者は，その下での罰則は，義務的に最低5年以上の拘禁刑に処する。

(2) 本条において，2回目以降の有罪の前に，行為者が第520b条，第520c条若しくは第520d条又は強姦，性交，猥褻な振る舞い，重大な猥褻若しくはそれらの未遂を含む同様の連邦若しくは州の罪によって有罪とされたときは，2回目以降の罪とみなす。

第750.520g条（性犯罪目的による暴行）

(1) 性的挿入を含む性的犯罪を犯す目的で暴行した者は，重罪とし，10年以下の拘禁刑に処する。

(2) 第2級性犯罪を犯す目的で暴行した者は，重罪とし，5年以下の拘禁刑に処する。

第750.520h条（被害者証言の補強の不要性）

第520bないしg条までの起訴において，被害者証言は補強されることを要しない。

第750.520i条（被害者による抵抗の不要性）

第520bないしg条における起訴においては，被害者が行為者に抵抗したことを要しない。

第750.520j条（被害者の性的行為の証拠）

(1) 裁判官が以下の提示された証拠が当該事件における争点となる事実にとって不可欠であり，その敵意的又は偏見的な性質が証拠上の価値を上回らない場合でない限り，被害者の性的行為の特定の事例に関する証拠，被害者の性的行為に関する意見又は被害者の性的行為に関する風評は，第520b条ないし第520g条の下では認められない。

(a) 被害者の行為者との過去の性的行為に関する証拠

(b) 精液，妊娠又は性病の源若しくは原因を示す性的活動の特定の事例に関する証拠

(2) 被告人が前項(a)(b)に規定する証拠を提出する場合には，被告人は，罪状認否手続の10日以内に，書面による申立て及び証拠の提出をしなければならない。裁判所は，提出された証拠が前項(1)の下で許容される証拠か否かを決定するためにカメラヒアリングを命じることができる。前項(1)(a)又は(b)に規定する証拠に該当するかもしれない新たな情報が公判審理途中に発覚したときは，裁判官は，提出された証拠が前項(1)の下で許容される証拠か否かを決定するためにカメラヒアリングを命じることができる。

第750.520k条（名前及び詳細の非公開）

第520b条ないし第520g条の訴追において，弁護士，被害者又は行為者の請求に基づき，治安判事は，第520b条ないし第520g条の罪を犯したとの罪状で引致された者に対し，行為者が略式起訴で罪状認否に付されるか，罪状が取り消されるか又はその他事件が終結するかいずれかの事情が最初に発生するときまで，被害者及び行為者の氏名及び事件の詳細を公表禁止とすることを命じる。

第750.520l条（被害者としての配偶者）

被害者が法的配偶者であっても第520b条から第520g条で告発され又は有罪とされる。しかしながら，配偶者が16歳未満，（精神的）心神喪失者又は（物理的）心神喪失者であることだけをもって告発され又は有罪とされない。

第750.520n条（終身電子監視）

- (1) 13歳未満の者に対し17歳以上の者が行った性的犯罪行為で第520b又は第520cで有罪となった者は、1953年矯正法第85条（1953 PA 232, MCL 791.285）が規定する終身電子監視に処する。
- (2) この章において、1953年矯正法第85条（1953 PA 232, MCL 791.285）が規定する終身電子監視に処せられた者が、以下のことを行った場合には、重罪とし、2年以下の拘禁刑又は2000ドル以下の罰金若しくはこれを併科とする。
 - (a) 故意に作動状態の電子監視装置を除去、破壊、変更、又は維持管理しなかったとき。
 - (b) 電子監視装置が破損したことを矯正局に報告しなかったとき。
 - (c) 監視費用を矯正局又はその機関に弁済しなかったとき。
- (3) 本条は、本条違反と同時に犯された他の法律違反によって告発され、有罪とされ又は処罰されることを妨げない。
- (4) 本条違反によって科される拘禁刑の期間は、同一の行為によって生じた他の法令違反によって科される拘禁刑の期間に引き続いて進行する。

○ 刑事訴訟法

第767.24条

- (1) 次の各号に掲げる罪に関する起訴は、いつでも認められ申し立てることができる。
- (a) 殺人罪，殺人の共謀罪，殺人の教唆罪，第一級性犯罪
 - (b) ミシガン州刑法第33章違反（第750.200条から第750.212a条）のうち，無期拘禁刑を科し得る罪
 - (c) ミシガン州刑法第67A章違反（第750.462a条から第750.462h条）のうち，無期拘禁刑を科し得る罪
 - (d) ミシガン州刑法第83章反テロリズム違反（第750.200条から第750.212a条）
- (2) ミシガン州刑法第750.13条，第750.462b条，第750.462c条，第750.462d条及び第750.462e条に違反する罪又はその未遂罪に関する起訴は，その犯罪が犯されてから25年以内であれば認められ申し立てることができる。
- (3) ミシガン州刑法第750.520c条及び第750.520d条に違反する罪で，被害者が18歳未満である場合に関する第(4)項の規定に該当する場合を除き，ミシガン州刑法第750.136条，第750.136a条，第750.520c条，第750.520d条，第750.520e条及び第750.520g条に違反する罪又はその未遂罪に関する起訴は，以下に従って認められ申し立てることができる。
- (a) (b)号に規定する場合を除き，起訴は，犯罪が行われてから10年以内又は被害者の21歳の誕生日までのいずれか遅い時点までであれば，認められ申し立てることができる。
 - (b) 犯罪の証拠が得られ，その証拠が未特定の個人に由来すると認められるDNAを含む場合，その犯罪に関する当該個人に対する起訴は，その犯罪が犯された後，いつでも認められ申し立てることができる。ただし，未特定の個人が識別された後は，起訴は，個人が識別されてから10年以内又は被害者の21歳の誕生日までのいずれか遅い時点までであれば，認められ申し立てることができる。
- (4) ミシガン州刑法第750.520c条又は第750.520d条に違反する罪で，被害者が18歳未満である場合に関する起訴は，以下に従って認められ申し立てることができる。
- (a) (b)号に規定する場合を除き，起訴は，犯罪が行われてから15年以内又は被害者の28歳の誕生日までのいずれか遅い時点までであれば，認められ申し立てることができる。
 - (b) 犯罪の証拠が得られ，その証拠が未特定の個人に由来すると認められるDNAを含む場合，その犯罪に関する当該個人に対する起訴は，その犯罪が犯された後，い

つでも認められ申し立てることができる。ただし、未特定の個人が識別された後は、起訴は、個人が識別されてから15年以内又は被害者の28歳の誕生日までのいずれか遅い時点までであれば、認められ申し立てることができる。

(5) 本項において

() 「DNA」とは、人のデオキシリボ核酸を意味する。

(iii) 「識別された」とは、個人の正式氏名が判明し、その者がDNAの源であることが認められたことを意味する。

(6) ~ (9) (略)

(10) その他の全ての起訴は、犯罪が行われてから6年以内までに認められ申し立てることができる。

(11) (略)

(12) (略)